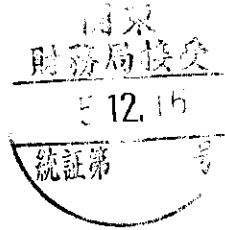


6NKB

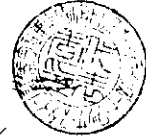
941306

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式



【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No.2
 【根拠条文】 法第27条の26第2項
 【提出先】 関東財務（支）局長
 【代表者氏名又は名称】 ドレスナー・グライント・ワッサー・スタイン証券会社東京支店
 日本における代表者 ジャン・フランソワ・
 【住所又は本店所在地】 港区虎ノ門4丁目1-8 虎ノ門4丁目MTビル
 【報告義務発生日】 平成 15年 11月 ³⁰~~29~~日
 【提出日】 平成 15年 12月 16日
 【提出者及び共同保有者の総数（名）】 2名
 【提出形態】 連名



第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	フューチャーシステムコンサルティング（株）
会社コード	4722
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所
本店所在地	150-0002 渋谷区渋谷3-28-13 渋谷新南口ビル

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ディー・ビー・アイ・ドレスナーバンク インベストメント マネジメン ト
住所又は本店所在地	カピタルアンラーゲゼルシャフト エム・ビー・エイチ ポストフォッチ 11-06-41 D-60041 フランクフルト アム マイン
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

□【法人の場合】

設立年月日	昭和44年4月4日
代表者氏名	ロルフ・パソフ
代表者役職	代表取締役
事業内容	投資顧問業

□【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区虎ノ門4丁目1番8号トレスナー・クラインオート・ワッカー・スタイン証券会社東京支店 コンプライアンス部 藤本 隆章
電話番号	03-5403-9465

(2)【保有目的】

純投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

□【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	700株		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 700株	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		0
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		700株
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

□【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成15年11月29日現在)	S	119,000株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		0.59%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.84%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

なし

第2 【提出者に関する事項】

2 【提出者（大量保有者）／2】

(1) 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ディー・アイ・ティー・ドイチャー インベストメントトラスト
住所又は本店所在地	ゲゼルシャフト フーヴェールトパピレンアンラーゲン エム・ビー・エイチ ポストフォッチ 11-04-43 D-60039フランクフルト アム・マイン
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和31年3月20日
代表者氏名	ロルフ・パソフ
代表者役職	代表取締役
事業内容	投資顧問業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区虎ノ門4丁目1番8号ドレスター・クライオート・ワッサー・スタイン証券会社東京支店 コンプライアンス部 藤本 隆章
電話番号	03-5403-9465

(2) 【保有目的】

純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

□ 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	4,497株		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバーワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 4,497株	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		0
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q		4,497株
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

□ 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成15年11月29日現在)	S	119,000株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		3.78%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		6.00%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

なし

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

ディー・ビー・アイ・ドレスナーバンク インベストメント マネジメント

ディー・アイ・ティー・ドイチャー インベストメントトラスト

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	5,197株		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバーワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 5,197株	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		5,197株
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成15年11月29日現在)	S	119,000株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		4.37%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		6.85%

POWER OF ATTORNEY

We hereby appoint Dresdner Kleinwort Benson (Asia) Limited, Tokyo, as our proxy (hereinafter referred to as „proxy“) in Japan with full power of substitution:

Notifications, reports or other documents required pursuant to Chapter 2, Part 3 of the Security Exchange Law of Japan, „Disclosure of Large Scale Ownership of Securities“, and

To send copies thereof to Stock Exchanges or Japanese Securities Dealers Association and to the issuing company as required by Japanese Law.

Name and Address of the proxy
Dresdner Kleinwort Benson (Asia) Limited
Toranomom 4-chome Mori Building
1-8, Toranomom 4-chome
Minato-ku, Tokyo 105-0001
Japan

IN WITNESS WHEREOF, I have hereunto set my hands as of (Date 20. December 2000)

By: 

Name:

Wolfgang Hamann

Title:

Compliance Officer

Company Name:

DEUTSCHER INVESTMENT-TRUST
Gesellschaft für Wertpapieranlagen mbH
Postfach 11 04 43 · D- 60039 Frankfurt am Main

委任状

当社は日本における代理人として（以下、「代理人」と称する）、株式会社ドレスナー・クラインウォート・ワッサースタイン（ジャパン）リミテッド東京支店に、以下に関する全権を委任する。

証券取引法第2章第3部「株券等の大量保有者の状況に関する開示」に基づく通知、報告、その他の書類の提出及び日本法の要求に従い、それらの写しを、証券取引所または日本証券業協会及び発行会社に郵送する事。

代理人の氏名と住所

株式会社ドレスナー・クラインウォート・ワッサースタイン（ジャパン）リミテッド
〒105-0001
東京都港区虎ノ門4丁目1の8
虎ノ門MTビル

POWER OF ATTORNEY

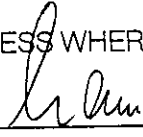
We hereby appoint Dresdner Kleinwort Benson (Asia) Limited, Tokyo, as our proxy (hereinafter referred to as „proxy“) in Japan with full power of substitution:

Notifications, reports or other documents required pursuant to Chapter 2, Part 3 of the Security Exchange Law of Japan, „Disclosure of Large Scale Ownership of Securities“, and

To send copies thereof to Stock Exchanges or Japanese Securities Dealers Association and to the issuing company as required by Japanese Law.

Name and Address of the proxy
Dresdner Kleinwort Benson (Asia) Limited
Toranomom 4-chome Mori Building
1-8, Toranomom 4-chome
Minato-ku, Tokyo 105-0001
Japan

IN WITNESS WHEREOF, I have hereunto set my hands as of (Date 20. December 2000)

By: 

Name: Wolfgang Hamann
Title: Compliance Officer
Company Name: dresdnerbank investment management
Kapitalanlagegesellschaft mbH
Postfach 11 06 41, D-60041 Frankfurt am Main

委任状

当社は日本における代理人として（以下、「代理人」と称する）、株式会社ドレスナー・クラインウォート・ワッサースタイン（ジャパン）リミテッド東京支店に、以下に関する全権を委任する。

証券取引法第2章第3部「株券等の大量保有者の状況に関する開示」に基づく通知、報告、その他の書類の提出及び日本法の要求に従い、それらの写しを、証券取引所または日本証券業協会及び発行会社に郵送する事。

代理人の氏名と住所

株式会社ドレスナー・クラインウォート・ワッサースタイン（ジャパン）リミテッド
〒105-0001
東京都港区虎ノ門4丁目1の8
虎ノ門MTビル